資料１

令和8年度　沖縄県中小企業振興会議　委員名簿

No	団体名	役職	氏名
－	沖縄県	知事	玉城　デニー
1	一般社団法人沖縄県経営者協会	会長	宮城　茂
2	沖縄県中小企業団体中央会	会長	小橋川　篤夫
3	沖縄県商工会議所連合会	会長	金城　克也
4	沖縄県商工会連合会	会長	米須　義明
5	一般社団法人沖縄県中小企業家同友会	代表理事	宮城　光秀
6	公益社団法人沖縄県工業連合会	会長	古波津　昇
7	沖縄振興開発金融公庫	理事	外間　聡
8	沖縄県信用保証協会	会長	安慶名　均
9	一般社団法人沖縄県情報産業協会	会長	天久　進
10	一般社団法人沖縄県銀行協会	会長	島袋　健
11	公益財団法人沖縄県産業振興公社	理事長	新垣　旬子
12	公益財団法人おきなわ女性財団	常務理事	平　美千子
13	沖縄県商工会議所女性会連合会	会長	与那覇　依子
14	沖縄県商工会女性部連合会	会長	浦内　由美子
15	一般社団法人沖縄県中小企業家同友会 女性経営者部会「碧の会」	部長	澤岻　千秋

令和8年度　沖縄県中小企業振興会議
事務局名簿

No	所属名	役職	氏名
1	沖縄県商工労働部	部長	知念　百代
2	沖縄県商工労働部	産業振興統括監	嘉数　晃
3	沖縄県商工労働部	産業雇用統括監	上原　美也子
4	〃　産業政策課	課長	座喜味　肇
5	〃　グローバルマーケット戦略課	課長	平良　秀春
6	〃　ものづくり振興課	課長	波平　志津代
7	〃　企業立地推進課	課長	宮国　順英
8	〃　ITイノベーション推進課	課長	東盛　舞子
9	〃　雇用政策課	課長	片野　みどり
10	〃　労働政策課	課長	西垣　紀子
11	〃　中小企業支援課	課長	金村　禎和
12	〃　中小企業支援課	支援班長	宮里　道子
13	〃　中小企業支援課	金融班長	中村　俊貴

○沖縄県中小企業の振興に関する条例

平成20年３月28日条例第18号

改正

令和２年３月31日条例第21号

沖縄県中小企業の振興に関する条例をここに公布する。

沖縄県中小企業の振興に関する条例

目次

第１章　総則（第１条―第５条）

第２章　基本方針（第６条）

第３章　施策の策定等に関し県が講ずる措置（第７条―第13条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）の振興について、その基本理念、県の施策に関する基本方針及び県の施策の策定過程における中小企業者その他の関係者の意見を反映させる手続その他県が講ずる措置を定めるとともに、県並びに中小企業者及び中小企業関連団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　中小企業者　中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第２条第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（２）　経営の革新　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第２項に規定する経営の革新をいう。

（３）　経営資源　中小企業基本法第２条第４項に規定する資源をいう。

（４）　小規模企業者　中小企業基本法第２条第５項に規定する事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（５）　産学行政の連携　事業者（経済団体を含む。第11条において同じ。）、大学等（大学若しくは高等専門学校又はこれらに附属する研究機関をいう。第11条において同じ。）又は国（独

立行政法人及び政府関係金融機関を含む。第11条において同じ。）、県若しくは市町村が相互に密接な連携を図ることをいう。

（基本理念）

第３条　中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、県民生活に必要な物資や役務を提供することにより本県の経済及び県民生活の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、離島その他の地域における経済の活性化及び県民生活の利便性の向上を促進する等本県経済の発展及び県民生活の向上に重要な役割を有するものであることにかんがみ、その振興については、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されること及び中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与し、地域の活性化が中小企業の成長発展をさらに促進させることを旨として図られなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（中小企業者及び中小企業関連団体の努力）

第５条　中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応して、自主的にその経営の向上を図るよう努めなければならない。

２　中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体（次項及び第４項において「中小企業関連団体」という。）は、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

３　中小企業者は、その経営能力の向上を図るため、中小企業関連団体に加入するよう努めるものとする。

４　中小企業者及び中小企業関連団体は、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

第２章　基本方針

第６条　県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

（１）　中小企業者の情報通信技術の活用による生産性の向上その他の経営の革新の促進を図ること。

（２）　中小企業の創業の促進を図ること。

（３）　中小企業の経営基盤の強化を図ること。

（４） 中小企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。

（５） 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。

（６） 経済的社会的環境の著しい変化への中小企業者の適応の円滑化を図ること。

第３章 施策の策定等に関し県が講ずる措置

（中小企業者その他の関係者の意見の反映）

第７条 知事は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報を提供し、当該施策について意見を述べる機会を付与するとともに、中小企業者その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

２ 知事は、前項の規定により意見が述べられた場合にあっては、当該意見（次項において「提出意見」という。）を十分に考慮して、中小企業の振興に関する施策を策定しなければならない。

３ 知事は、中小企業の振興に関する施策を策定した場合には、遅滞なく次に掲げる事項を公表しなければならない。

（１） 当該施策を講ずることとする理由又は目的及び当該施策の内容

（２） 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

（３） 提出意見を考慮した結果及びその理由

４ 前項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により行うものとする。

（基本方針を踏まえた支援計画の策定等）

第８条 知事は、中小企業支援法第４条第１項に規定する中小企業支援事業の実施に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるに当たっては、同条第２項の規定によるほか、第６条の基本方針を踏まえるものとする。

２ 前条第１項及び第２項の規定は、支援計画を定める場合について準用する。

３ 知事は、支援計画を定めた場合には、遅滞なくこれを公表しなければならない。この場合においては、前条第４項の規定を準用する。

（支援計画に定めた事業の実施状況の公表）

第９条 知事は、毎年、支援計画に定めた事業の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。この場合においては、第７条第４項の規定を準用する。

（施策実施上の配慮）

第10条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が中小企業の経営に

及ぼす影響について十分に配慮し、独立した中小企業者の自主的な努力を阻害することのないようにしなければならない。

２　県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、中小企業の事業活動が離島その他の地域における経済及び県民生活に及ぼす影響について十分に配慮し、中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与することとなるよう努めなければならない。

３　県は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、融資その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

（産学行政の連携の確保）

第11条　県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が適切に実施されるよう、必要に応じ、事業者、大学等又は国若しくは市町村に対し、産学行政の連携について必要な協力を求めるものとする。

（財政上の措置）

第12条　県は、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市町村への協力）

第13条　県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月31日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。